

# 外務員登録等資格委員会規則

## (目的)

第1条 この規則は、定款第48条第3項の規定に基づき、外務員登録等資格委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (構成)

第2条 委員会は、学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。

2 委員の数は7名以上11名以内とする。

## (委員)

第3条 委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 委員は、辞任又はその任期が満了した際においても、その後任の委員が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

5 委員の報酬は、理事会の議決により定める。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちからそれぞれ理事会の同意を経て、会長がこれを選任する。

3 委員長は、会議の議長となり、委員会の議決した事項に関し、その執行を会長に要請する。

4 副委員長は、委員長を補佐して、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

## (委員会の招集)

第5条 委員会は、委員長が随時招集する。

## (議決方法等)

第6条 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員は、各1個の議決権を有する。ただし、役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則第14条第2項及び第26条第2項に規定する審議を行う場合においては、綱紀委員会規則第6条第2項のただし書を準用する。

3 委員会の議事は、出席委員の議決権の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

## (議事に関係のある者等の出席)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、その議事に関係のある者又は参考人の出席を求め、事情を聴取することができる。

## (書面等による委員会)

**第8条** 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより委員会の議事及び議決に代えることができる。この場合において、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

2 第6条の規定は、前項の場合において準用する。

**(議事録)**

**第9条** 委員会の議事については、その経過の概要及び結果を記録した議事録を作成する。

2 前条第1項の書面等による委員会の議事録は、前項による委員会に関する議事録について準用する。ただし、当該委員会の付議議案について書面をもって確認を得た場合には、当該書面をもってこれに代えることができる。

**附 則**

1 この規則は、定款変更の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。

2 この規則の施行に伴い、「外務員資格試験委員会規則」は廃止する。

**附 則**

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第1条を改正。

**附 則**

この改正は、平成24年9月26日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第6条第2項を改正。

**附 則**

この改正は、平成27年6月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第6条第2項を改正。